

令和 7 年 4 月 1 3 日 執行

さつま町長選挙及びさつま町議会議員選挙

選挙公営（公費負担）の手引き

- 選挙運動用自動車の使用
- 選挙運動用ビラの作成
- 選挙運動用ポスターの作成

はじめに

この手引は、さつま町長選挙及びさつま町議会議員選挙において、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続について記述したものです。

目 次

第1章 公費負担制度の概要

1	公費負担制度とは	1
2	公費負担の種類	1
3	対象となる候補者	1
4	公費負担の限度額	2
5	諸手続	4
(1)	契約締結と契約届出	4
(2)	確認申請	4
(3)	使用（作成）証明書の交付	4
(4)	費用の請求	5

第2章 公費負担の手続

1	公費負担手続のイメージ	7
2	選挙運動用自動車（ハイヤー・タクシー）の諸手続について	10
2-1	選挙運動用自動車の借入（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について	12
2-2	選挙運動用自動車の燃料代（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について	14
2-3	選挙運動用自動車の運転手（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について	16
3	選挙運動用ビラの作成の諸手続について	18
4	選挙運動用ポスターの作成の諸手続について	20

第3章 選挙運動費用の公費負担制度Q & A

1	共通事項	22
2	自動車の借入れ	23
3	燃料の供給	26
4	運転手の雇用	27
5	選挙運動用ビラの作成	28
6	選挙運動用ポスターの作成	29

第4章 契約書及び各種様式の記載例

1	契約書【見本】	30
2	契約届出書	38
3	確認申請書	44
4	確認書	50
5	証明書	56
6	請求書	64

第1章 公費負担制度の概要

1 公費負担制度とは

この制度は、さつま町長選挙及びさつま町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」及び「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、さつま町が各契約業者等に直接その費用をお支払するものです。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、町の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ポスターの作成
- (3) 選挙運動用ビラの作成

3 対象となる候補者

この選挙公営制度においては、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

供託物没収点

- 町長選挙の場合 $\text{供託物没収点} = \text{有効投票総数} \times 1 / 10$
- 町議会議員選挙の場合 $\text{供託物没収点} = \text{有効投票総数} \div \text{議員定数} \times 1 / 10$

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

区 分		公費負担の対象	公費負担の限度額	備考
選挙運動用自動車の使用	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 (ハイヤー、タクシーの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日につき1台に限る)	1日 64,500 円×5 日=322,500 円 (※無投票の場合は1日分のみ)	1の契約と2の契約は選択
	2 ① 自動車の借入れ契約 (レンタル、個人、会社等からの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日につき1台に限る)	1日 16,100 円×5 日=80,500 円 (※無投票の場合は1日分のみ)	
	② 燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	1日 7,700 円×5 日= 38,500 円 (※無投票の場合は1日分のみ)	
	③ 運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額 (1日について1人に限る)	1日 12,500 円×5 日= 62,500 円 (※無投票の場合は1日分のみ)	

※一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ）とは、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。燃料代及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

(2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担の対象	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	7円73銭・・・①	町長 5,000 枚・・・② 町議 1,600 枚・・・②

【選挙運動用ビラの規格等】

- 大きさ：長さ29.7cm × 幅21cm（A4版）以内
- 記載内容：頒布責任者及び印刷者の住所・氏名が記載されていること。虚偽事項や利害誘導等の罰則に触れるような内容は記載できない。
- 頒布方法
町選管が交付する証紙を貼り、以下の方法により頒布すること。
 - ① 新聞折込による頒布
 - ② 選挙事務所内における頒布
 - ③ 個人演説会の会場内における頒布
 - ④ 街頭演説の場所における頒布

【例 1】町長選挙運動用ビラ 6,000 枚の作成を 39,000 円で契約した場合

- 1 枚当たりの作成単価は、 $39,000 \text{ 円} \div 6,000 \text{ 枚} = 6 \text{ 円 } 50 \text{ 銭}$ になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $6 \text{ 円 } 50 \text{ 銭} \times 5,000 \text{ 枚} = \underline{32,500 \text{ 円}}$ が公費負担の対象となります。この額を超える分 6,500 円は候補者の負担になります。

【例 2】町長選挙運動用ビラ 4,000 枚の作成を 32,800 円で契約した場合

- 1 枚当たりの作成単価は、 $32,800 \text{ 円} \div 4,000 \text{ 枚} = 8 \text{ 円 } 20 \text{ 銭}$ になります。この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、 $7 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times 4,000 \text{ 枚} = \underline{30,920 \text{ 円}}$ が公費負担の対象となります。この額を超える分 1,880 円は候補者の負担になります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
$(\text{作成単価と①の少ない方の額}) \times (\text{作成枚数と②の少ない方の枚数})$	1,000 円・・・①	100 枚・・・② (ポスター掲示場数=100 箇所)

【選挙運動用ポスターの規格等】

- 大きさ：長さ 42 cm × 幅 30 cm (A3 版程度) 以内
- 記載内容：掲示責任者及び印刷者の住所・氏名が記載されていること。記載内容及び色彩に特別な制限はないが、その内容が犯罪を構成する場合は、法律に定める罰則の対象となる。
- 掲示場所：町選管が設置する公営ポスター掲示場

【例 1】選挙運動用ポスター 200 枚の作成を 30 万円で契約した場合

- 1 枚当たりの作成単価は、 $300,000 \text{ 円} \div 200 \text{ 枚} = 1,500 \text{ 円}$ になります。この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、 $1,000 \text{ 円} \times 100 \text{ 枚} = \underline{100,000 \text{ 円}}$ が公費負担の対象となります。この額を超える分 200,000 円は候補者の負担になります。

【例 2】選挙運動用ポスター 200 枚の作成を 18 万円で契約した場合

- 1 枚当たりの作成単価は、 $180,000 \text{ 円} \div 200 \text{ 枚} = 900 \text{ 円}$ になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $900 \text{ 円} \times 100 \text{ 枚} = \underline{90,000 \text{ 円}}$ が公費負担の対象となります。この額を超える分 90,000 円は候補者の負担になります。

5 諸手続

(1) 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、**各業者等と有償契約を締結し**、その旨を届出しなければなりません。

ア 届出先・・・さつま町町選挙管理委員会

イ 届出期日・・・契約が立候補届出の前の場合・・・・・・・・立候補届出の時
契約が立候補届出の後の場合・・・・・・・・契約締結後直ちに

ウ 添付書類・・・各業者等との契約書の写し

留意事項

- 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。

(2) 確認申請

下記 ア については、(1)の契約届出と同時に、確認申請が必要です。

ア 確認申請が必要なもの

- 選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
- 選挙運動用ビラ の作成 作成限度枚数の確認
- 選挙運動用ポスター の作成 作成限度枚数（掲示場数）の確認

イ 確認申請の方法

- 確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- 確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
- 確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

ウ 確認申請書の提出先・・・さつま町選挙管理委員会

エ 確認書の交付

- 申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。
- 交付を受けた確認書は直ちに業者に提出してください。
- 確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(3) 使用（作成）証明書の交付

上記（1）の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に交付（1部）しなければなりません。なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

ます。

(4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、**町が業者等に直接支払います。**

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

ア 請求する際に必要な提出書類

区 分			必 要 書 類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 (ハイヤー・タクシー)		①請求書【第6号様式その1】 ②請求内訳書【(別紙) その1】 ③選挙運動用自動車使用証明書【第4号様式その1】
	上記以外の契約による場合	自動車の借入れ	①請求書【第6号様式その1】 ②請求内訳書【(別紙) その2 (自動車の借入)】 ③選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)【第4号様式その1】
		燃 料 代	①請求書【第6号様式その1】 給油伝票添付 (給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額 のわかるもの) ②請求内訳書【(別紙) その2 (燃料代)】 ③選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)【第4号様式その2】 ④選挙運動用自動車燃料代確認書【第3号様式その1】
		運転手の報酬	①請求書【第6号様式その1)】 ②請求内訳書【(別紙) その2 (運転手)】 ③選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)【第4号様式その3】
選挙運動用ビラの作成			①請求書【第6号様式その2】 ②請求内訳書【(別紙)】 ③選挙運動用ビラ作成証明書【第5号様式その1】 ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書【第3号様式その2】
選挙運動用ポスターの作成			①請求書【第6号様式その3】 ②請求内訳書【(別紙)】 ③選挙運動用ポスター作成証明書【第5号様式その2】 ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書【第3号様式その3】

イ 請求書の提出の際の注意

- 支払方法は口座振込みで行いますので、振込先は正確に記入してください。
- 請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

ウ 請求書の提出先と提出期限

○ 提出先

〒895-1803

さつま町宮之城屋地 1565 番地 2

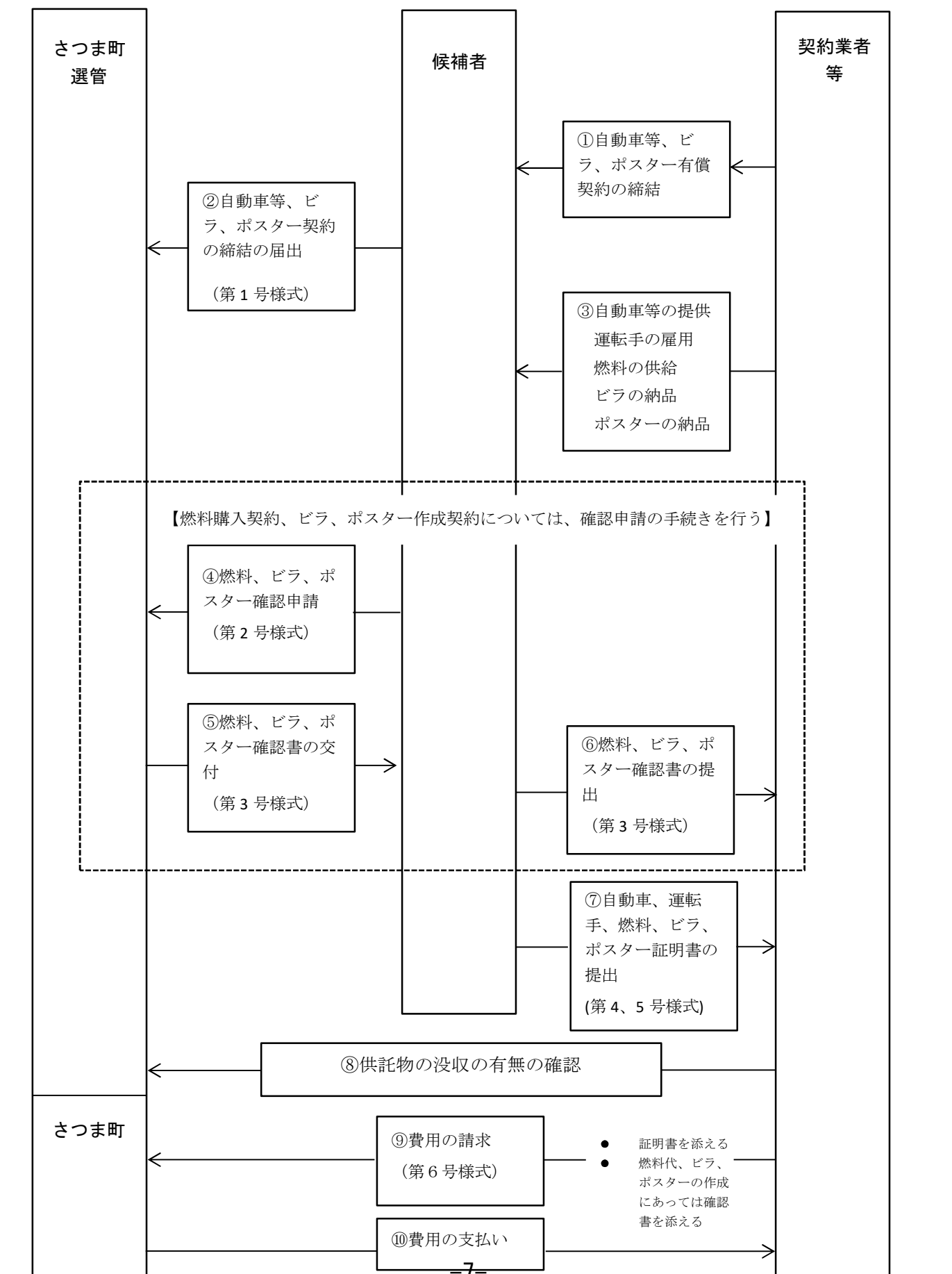
さつま町選挙管理委員会事務局

TEL 0996-24-8915（直通）

- ・ 提出期限：令和 7 年 4 月 1 8 日（金）

第2章 公費負担の手続き

公費負担手続のイメージ



立候補届出前に

【候補者と契約業者等】

- ①有償契約の締結（契約書）

立候補届出時に

【候補者から町選管へ】

- ②契約締結の届出
- 第1号様式その1（自動車）
第1号様式その2（ビラ）
第1号様式その3（ポスター）
- ※添付書類
- ①契約書の写し
- ③確認申請
- 第2号様式その1（燃料）
第2号様式その2（ビラ）
第2号様式その3（ポスター）

【確認後、町選管から候補者へ】

- ④確認書の交付
- 第3号様式その1（燃料）
第3号様式その2（ビラ）
第3号様式その3（ポスター）

【候補者から契約業者等へ】

- ⑤確認書の提出
- 第3号様式その1（燃料）
第3号様式その2（ビラ）
第3号様式その3（ポスター）

選挙終了後

【候補者から契約業者等へ】

- ⑥証明書の提出
- 第4号様式その1（自動車）
第4号様式その2（燃料）
第4号様式その3（運転手）
第5号様式その1（ビラ）
第5号様式その2（ポスター）

【契約業者等からさつま町へ】

- ⑦費用の請求
- 第6号様式その1（自動車）
内訳書別紙その1、その2
第6号様式その2（ビラ）
内訳書別紙
第6号様式その3（ポスター）
内訳書別紙
- ※添付書類
- ⑤確認書（燃料、ビラポスターのみ）、⑥証明書
請求内訳書
振込口座通帳の写し（口座番号、振込名義の分かる箇所）給油伝票
の写し（燃料代の場合）

(目 次)

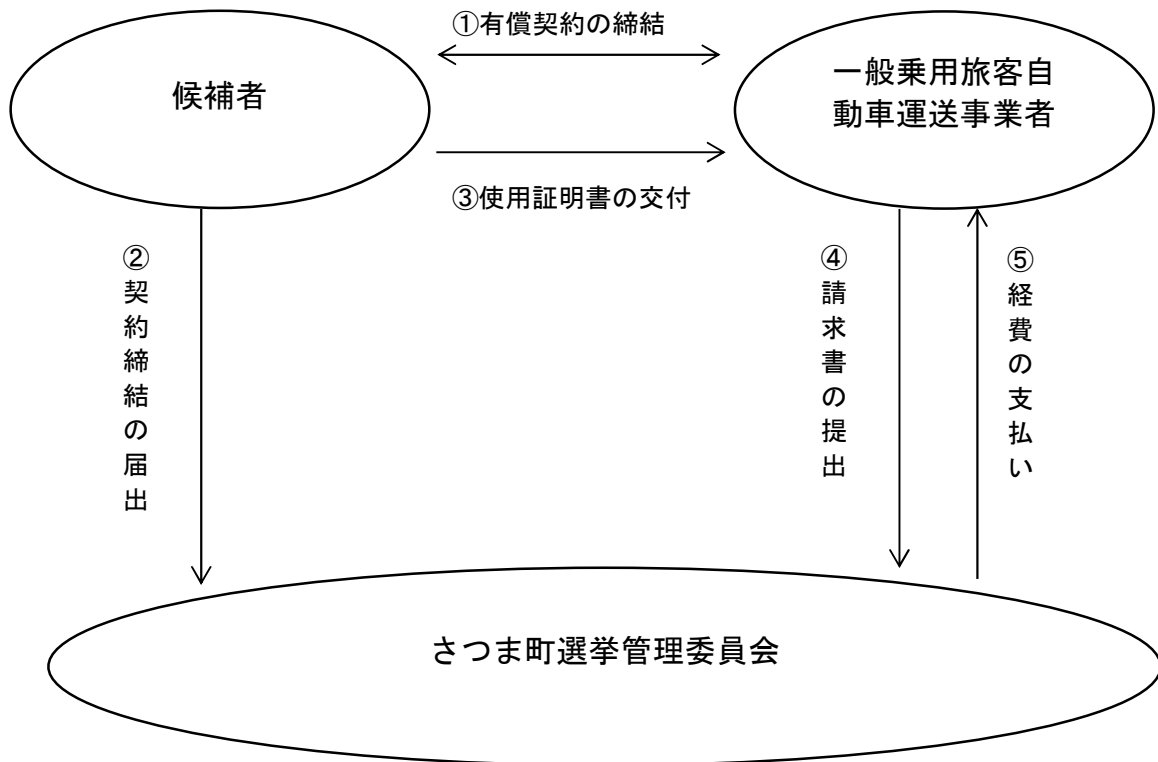
番号	内 容	ページ
1	選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）	10～11
2－1	選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）	12～13
2－2	選挙運動用自動車の使用（燃料代）	14～15
2－3	選挙運動用自動車の使用（運転手）	16～17
3	選挙運動用ビラーの作成	18～19
4	選挙運動用ポスターの作成	20～21

1 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー） （一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【第1号様式その1】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【第4号様式その1】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【第6号様式その1】	
	請求内訳書 【（別紙）その1】	

選挙運動用自動車の使用
(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)
※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【第1号様式その1】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【第4号様式その1】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【第6号様式その1】、請求内訳書(別紙)その1	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運送事業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、さつま町選挙管理委員会で受け付けます。

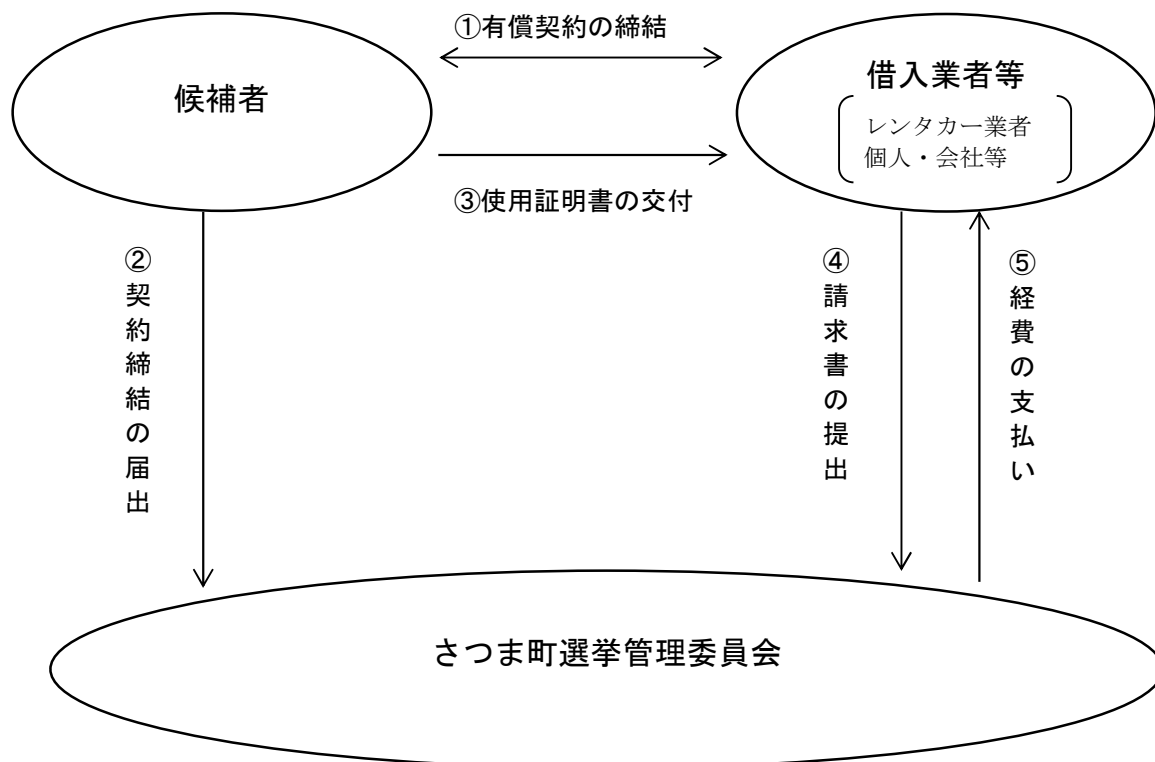
2－1 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【第1号様式その1】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【第4号様式その1】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【第6号様式その1】	
	請求内訳書 【（別紙）その2】	

選挙運動用自動車の使用
(自動車の借入れ)
※個別契約



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車運賃貸借契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【第1号様式その1】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【第4号様式その1】	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用・(自動車) 【第6号様式その1】、請求内訳書(別紙)そ の2(自動車の借入れ)	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒借入業者等)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、さつま町選挙管理委員会で受け付けます。

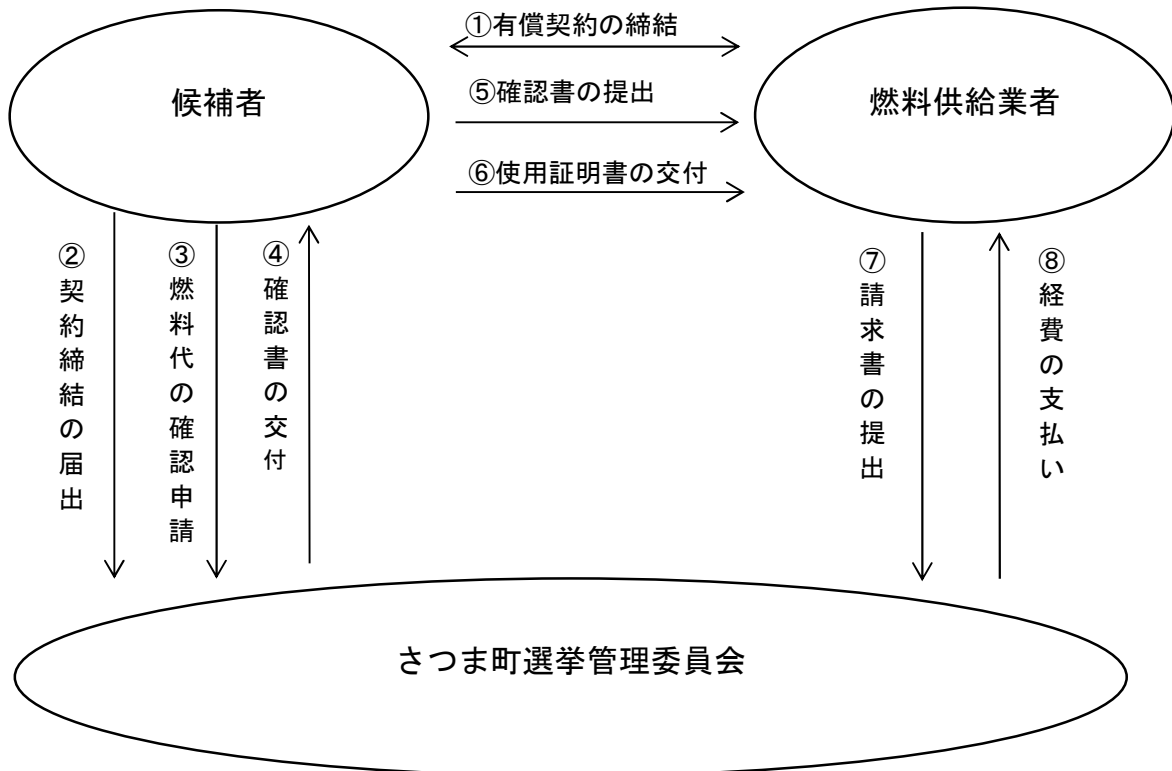
2-2 選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様式名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【第1号様式その1】	
請 求 の 前	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【第2号様式その1】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車燃料代確認書 【第3号様式その1】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【第4号様式その1】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【第6号様式その1】	
	請求内訳書 【（別紙）その2（燃料代）】	
	給油伝票の写し	

(燃 料 代)
※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車の燃料供給契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【第1号様式その1】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【第2号様式その1】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【第3号様式その1】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料代) 【第4号様式その2】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用・(燃料代) 【第6号様式その1】 請求内訳書(別紙)その2 (燃料代)	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (町長⇒燃料供給業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、さつま町選挙管理委員会で受け付けます。

2－3 選挙運動用自動車の使用（運転手）

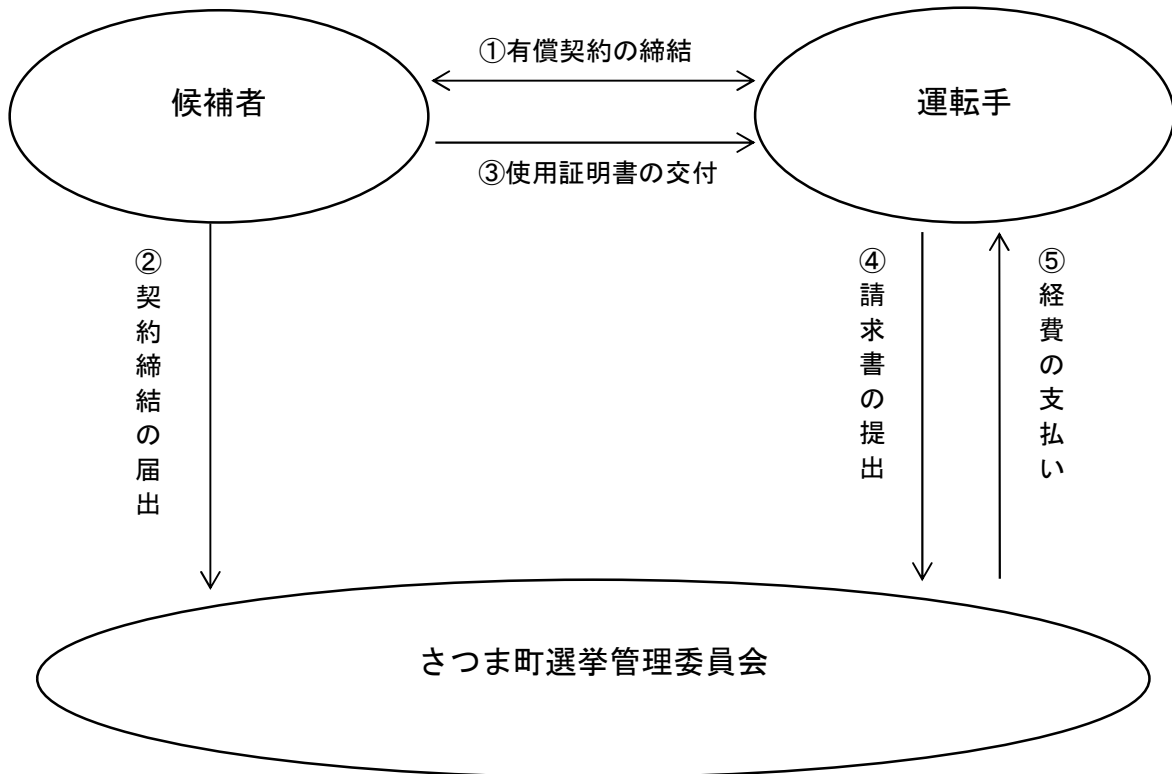
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様式名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【第 1 号様式その 1】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【第 4 号様式その 3】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【第 6 号様式その 1】	
	請求内訳書 【請求内訳書（別紙）その 2（運転手）】	

(運転手の雇用)

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手の雇用者)	選挙運動用自動車の運転手の雇用契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【第1号様式その1】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【第4号様式その3】	
④	請求書の提出 (運転手⇒町長)	請求書(運転手の雇用) 【第6号様式その1】、請求内訳書(別紙)その2 (運転手)	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運転手)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ④の請求をすることはできません。

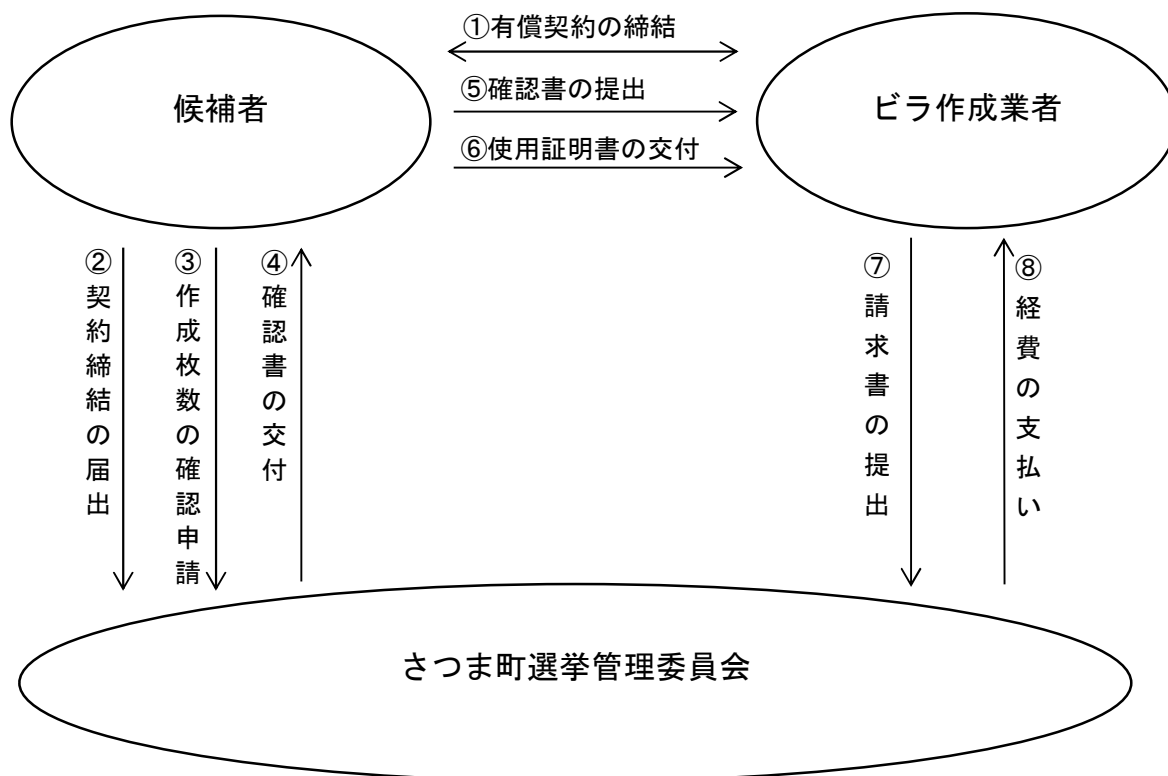
2 町長に対する上記の請求については、さつま町選挙管理委員会で受け付けます。

3 選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【第1号様式その1】	
請 求 の 前	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【第2号様式その2】	
請 求 の と き	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【第3号様式その2】	
	選挙運動用ビラ作成証明書 【第5号様式その1】	
	請求書（選挙運動用ビラの作成） 【第6号様式その2】	
	請求内訳書 【（別紙）】	

選挙運動用ビラの作成



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【第1号様式その2】	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【第2号様式その2】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【第3号様式その2】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【第5号様式その1】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【第6号様式その2】、請求内訳書(別紙)	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ビラ作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

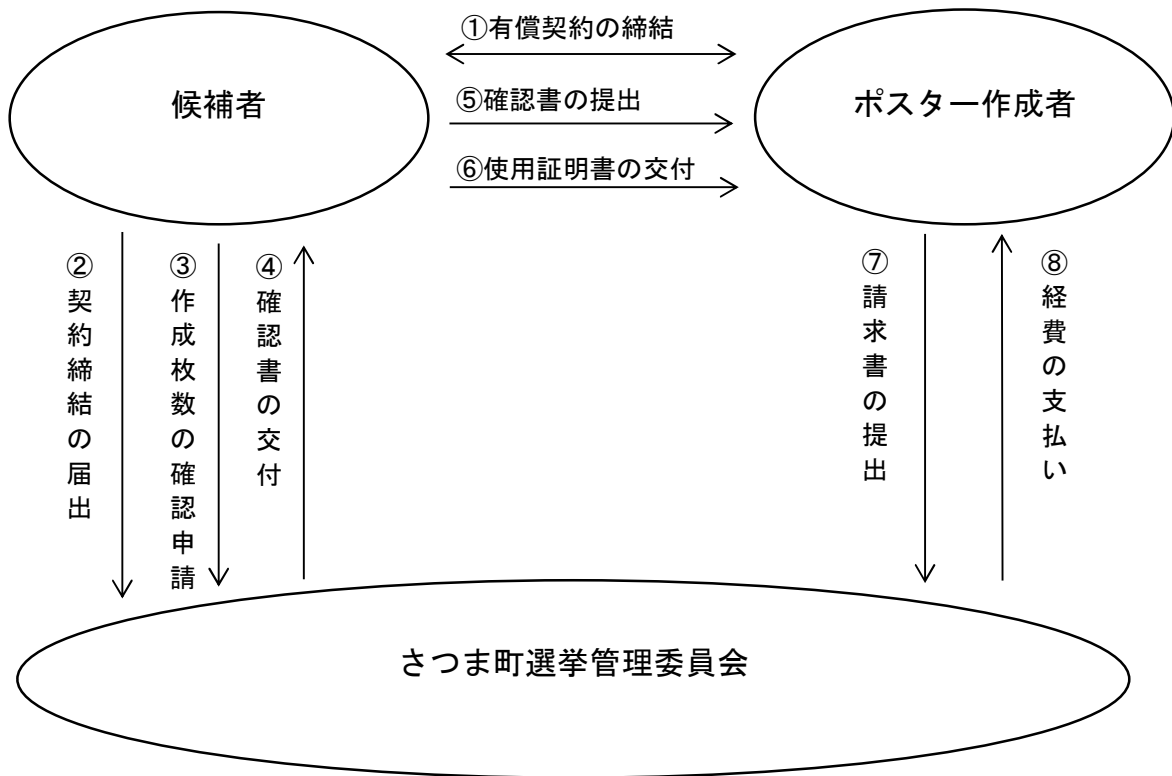
2 町長に対する上記の請求については、さつま町選挙管理委員会で受け付けます。

4 選挙運動用ポスターの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【第1号様式その3】	
請 求 の 前	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【第2号様式その3】	
請 求 の と き	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【第3号様式その3】	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【第5号様式その2】	
	請求書（選挙運動用ポスターの作成） 【第6号様式その3】	
	請求内訳書 【（別紙）】	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【第1号様式その3】	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【第2号様式その3】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【第3号様式その3】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【第5号様式その2】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【第6号様式その3】、請求内訳書(別紙)	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ポスター作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、さつま町選挙管理委員会で受け付けます。

第3章 選挙運動費用の公費負担制度 Q & A

このQ & Aは、さつま町長選挙及びさつま町議会議員選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するに当たり、その参考としていただくために作成したものです。

他の選挙とは制度の内容に異同がありますのでご注意ください。

【 1 共通事項 】

Q 1 契約の締結にあたって「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか？

A 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q 2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 3 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？

A それぞれの契約履行後に行ってください。使用（作成）証明書は、いずれも実際に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q 4 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか？

A 町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。
(印影など一部非開示部分あり)

【 2 自動車の借入れ 】

Q 1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。候補者一人につき1台です。

Q 2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか？この場合、2台とも公費負担対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。
なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

Q 3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

Q 4 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか？

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q 5 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか？

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

※ 無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります。

Q 6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入をする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q 7 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額は？

A 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q 8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？

A 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

したがって自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q 9 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか？

A 契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q 10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか？

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※ 親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q 11 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

A 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

【 3 燃料の供給 】

Q 1 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか？

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象です。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700 円に選挙運動期間の日数 5 日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？

A 対象になりません。選挙運動用自動車 1 台の燃料に限ります。

Q 3 2 社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2 社とも公費負担請求することはできますか？

A 請求できます。ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2 社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q 4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？

A 費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

【 4 運転手の雇用 】

Q 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q 2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？

A 選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象になりません。

Q 3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？

A 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q 4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？

A 契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象とはなりません。

Q 5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか？

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象になりません。

【 5 選挙運動用ビラの作成 】

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか？

A 公職選挙法第 142 条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

Q 2 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか？

A 枚数… 町長選挙 5,000 枚以内、町議会議員選挙 1,600 枚

- 種類… 2 種類以内
- 規格… 長さ 29.7cm × 幅 21cm (A4 版) 両面印刷が可能
- 記載内容… 特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。
- 証紙の貼付… 頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q 3 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか？

A 次の場所において頒布することができます。

- 新聞折込による頒布
- 候補者の選挙事務所内における頒布
- 個人演説会の会場内における頒布
- 街頭演説の場所における頒布

Q 4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。
なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

【 6 選挙運動用ポスターの作成 】

Q1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか？

A 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。（※町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場）

Q2 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。（金額、作成枚数に上限があります。）

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q3 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、合わせて行為負担の対象となりますか？

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

Q4 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

契 約 書【見本】

(候補者 ⇔ 契約業者等)

契約書のうち、印紙の必要なものは、選挙運動用自動車の使用に係る運送契約書（タクシー・ハイヤー形式）、選挙運動用ビラ作成契約書、選挙運動用ポスター作成契約書の三契約で、他は不要です。

(一般運送契約)

捨印

捨印

運送契約書(参考例)

収入

割
印

印紙

○ ○ ○ 選挙候補者 薩摩 太郎(※戸籍名。通称名不可。)(以下「甲」という。)と株式会社○○タクシー 代表者 ◎◎ ◎◎(以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運送について、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動の為に使用

2 使用車種及び登録番号 (車輦名) 鹿児島55 あ 1234

3 台数 1台

4 契約期間 令和○○年○○月○○日 ～ 令和○○年○○月○○日 (5日間)

※立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載

5 契約金額 金 400,000円(税込)

(内訳 : 1日につき 80,000円(税込) × 5日間)

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定によりさつま町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づきさつま町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙がさつま町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定によりさつま町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和○○年○○月○○日※契約は告示日前でも可能

甲 ○ ○ ○ 選挙候補者

住 所 薩摩郡さつま町○○○1234 番地

氏 名 薩 摩 太 郎 ⑥

乙 住 所 薩摩郡さつま町○○○895 番地

名 称 株式会社○○タクシー

代表者 ◎ ◎ ◎ ◎ ⑥

(※戸籍名。通称名不可。)

捨印

捨印

(個別契約用)

車輛賃貸借契約書(参考例)

○ ○ ○ 選挙候補者 薩摩 太郎(※戸籍名。通称名不可。)(以下「甲」という。)と株式会社△△レンタカー 代表取締役 ◎◎ ◎◎ (以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用

2 使用車種及び登録番号 (車輛名) 鹿児島56 あ 1234

3 契約期間 令和○○年○○月○○日 ～ 令和○○年○○月○○日 (5日間)

※立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載

選挙運動期間は5日間ですが、準備の都合で5日を超えてもよい。ただし、公費負担の対象期間は5日分のみです。

4 契約金額 金 80,000 円(税込) (内訳 : 1日につき 16,000円(税込) × 5日間)

5 使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定によりさつま町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づきさつま町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙がさつま町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定によりさつま町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和○○年○○月○○日※契約は告示日前でも可能

(※戸籍名。通称名不可。)

甲 ○ ○ ○ 選挙候補者
住 所 薩摩郡さつま町○○○1234 番地
氏 名 薩 摩 太 郎 ⑩

乙 住 所 薩摩郡さつま町○○12 番地
名 称 株式会社△△レンタカー
代表者 代表取締役 ◎◎ ◎◎ ⑩

(個別契約用)

捨印

捨印

選挙運動用自動車燃料供給契約書(参考例)

○ ○ ○ 選挙候補者 薩摩 太郎(※戸籍名。通称名不可。)(以下「甲」という。)と株式会社△△石油
代表取締役 ◎◎ ◎◎(以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給につ
いて、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 供給する期間 令和○○年○○月○○日 ～ 令和○○年○○月○○日 (5日間)

※立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載

2 供給場所

所在地 薩摩郡さつま町○○56 番地

名 称 株式会社△△石油

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号 (車輛名) 鹿児島56 あ 1234

4 契約金額 金 39,000 円(税込)

(単位1リットルあたり150円(税込)とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定によりさつま町
に帰属することにならない限りにおいて、乙は、さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙
運動の公費負担に関する条例に基づきさつま町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。この場合において、乙がさつま町に請求することができる金額が契約金額
に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法 93 条の規定によりさつま町に帰属することとなった場合は、甲
は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。こ
の契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和○○年○○月○○日※契約は告示日前でも可能

(※戸籍名。通称名不可。)

甲 ○ ○ ○ 選挙候補者

住 所 薩摩郡さつま町○○○1234 番地

氏 名 薩 摩 太 郎 ⑥

乙 住 所 薩摩郡さつま町○○○765 番地

名 称 株式会社△△石油

代表者 代表取締役 ◎◎ ◎◎ ⑥

捨印

捨印

(個別契約用)

選挙運動用自動車運転手契約書(参考例)

○ ○ ○ 選挙候補者 薩摩 太郎(※戸籍名。通称名不可。)(以下「甲」という。)と□ □ □ □
(以下「乙」という。)とは、甲が公職選挙法第141条に定める選挙運動自動車の運転について、次のとおり
契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 業務内容

公職選挙法に定める選挙運転用自動車の運転

2 契約期間 令和○○年○○月○○日 ～ 令和○○年○○月○○ (5日間)

※立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載

3 運転する車の車種及び登録番号 (車輛名) 鹿児島56 あ 1234

4 契約金額 金 50,000 円(税込)
(内訳 1日につき 10,000 円× 5 日間)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定によりさつま町
に帰属することにならない限りにおいて、乙は、さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙
運動の公費負担に関する条例に基づきさつま町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅
滞なく行わなければならない。この場合において、乙がさつま町に請求することができる金額が契約金額
に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法 93 条の規定によりさつま町に帰属することとなった場合は、甲
は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和○○年○○月○○日※契約は告示日前でも可能

(※戸籍名。通称名不可。)

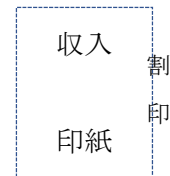
甲 ○ ○ ○ 選挙候補者

住 所 薩摩郡さつま町○○○1234 番地

氏 名 薩 摩 太 郎 ㊟

乙 住 所 薩摩郡さつま町○○34 番地

氏 名 □ □ □ □ ㊟



選挙運動用ビラ作成契約書(参考例)

○ ○ ○ 選挙候補者 薩摩 太郎(※戸籍名。通称名不可。)(以下「甲」という。)と株式会社△△印刷 代表取締役 ◎◎ ◎◎(以下「乙」という。)とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。

※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 品 名 公職選挙法第 142 条第1項第6号に定めるビラ

2 作成枚数 2, 000 枚

3 契約金額 金 11, 400 円(税込)
(単価 5円70銭(税込) × 2, 000 枚)

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定によりさつま町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づきさつま町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙がさつま町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法 93 条の規定によりさつま町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

5 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

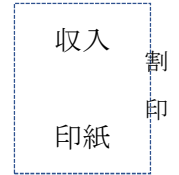
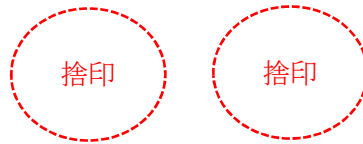
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日※契約は告示日前でも可能

甲 ○ ○ ○ 選挙候補者
住 所 薩摩郡さつま町〇〇〇1234 番地
氏 名 薩 摩 太 郎 (印)

(※戸籍名。通称名不可。)

乙 住 所 薩摩郡さつま町〇〇78 番地
名 称 株式会社△△印刷
代表者 代表取締役 ◎◎ ◎◎ (印)



選挙運動用ポスター作成契約書(参考例)

○ ○ ○ 選挙候補者 薩摩 太郎(※戸籍名。通称名不可。)(以下「甲」という。)と株式会社△△印刷代表 ◎◎ ◎◎代表取締役 ◎◎ ◎◎(以下「乙」という。)とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 品 名 公職選挙法第 143 条第1項第5号に定めるポスター

2 作成枚数 150 枚

3 契約金額 金 135,000 円(税込)
(単価 900 円(税込) × 150枚)

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定によりさつま町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づきさつま町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙がさつま町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法 93 条の規定によりさつま町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

5 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日※契約は告示日前でも可能

甲 ○ ○ ○ 選挙候補者
住 所 薩摩郡さつま町〇〇〇1234 番地
氏 名 薩 摩 太 郎 (印)

(※戸籍名。通称名不可。)

乙 住 所 薩摩郡さつま町〇〇98 番地
名 称 株式会社△△印刷
代表者 代表取締役 ◎◎ ◎◎ (印)

契 約 届 出 書

(候補者 → 委員会)

- 1 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 (第1号様式その1)
- 2 選挙運動用ビラ作成契約届出書 (第1号様式その2)
- 3 選挙運動用ポスター作成契約届出書 (第1号様式その3)

※ 届出の時期

立候補の届出前に契約が締結された場合には立候補届出時に、立候補の届出後に契約が締結された場合には契約締結後直ちに届け出てください。

第1号様式(第2条関係)

(契約書の写しを添付)

その1

選挙運動用自動車使用契約届出書

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和7年4月8日

立候補届出前の契約の場合は告示日を記入

令和7年4月13日執行 ○○○ 選挙

候補者 薩 摩 太 郎 ⑩

さつま町選挙管理委員会委員長 坂元 満秋 様

※戸籍名

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和 年 月 日				

2 1に掲げる場合以外の場合

項 目 区 分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入 期間等	契約金額	
自動車 の 借入れ	令和○年○月○日	薩摩郡さつま町○○12 番地 (株)△△レンタカー 代表取締役 ◎◎◎◎	借入れ期間 ○月○日～○日	82,500 円 (16,500 円×5 日)	
	令和 年 月 日				
運転手 の雇用	令和○年○月○日	薩摩郡さつま町○○34 番地 □□ □□	雇用期間 ○月○日～○日	50,000 円 (10,000 円×5 日)	
	令和 年 月 日				
燃料代	令和○年○月○日	薩摩郡さつま町○○56 番地 (株)△△石油 代表取締役 ◎◎◎◎	自動車登録番号等 鹿児島 あ 1234	40,500 円	単価契約 1ℓ=180 円
	令和 年 月 日				

備 考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

第1号様式(第2条関係)

その2

候補者  町選管
(契約書の写しを添付)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

下記のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和7年4月8日

立候補届出前の契約の場合は告示日を記入

令和7年4月13日執行 ○○○ 選挙

候補者 薩 摩 太 郎 ⑩

さつま町選挙管理委員会委員長 坂元 満秋 様

※戸籍名

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和○年○月○日	薩摩郡さつま町○○78 番地 (株)△△印刷 代表取締役 ◎◎◎◎	2,000 枚	11,400 円	

備 考 契約書の写しを添付してください。

第1号様式(第2条関係)

その3

候補者  町選管
(契約書の写しを添付)

選挙運動用ポスター作成契約届出書

下記のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和7年4月8日

立候補届出前の契約の場合は告示日を記入

令和7年4月13日執行 ○○○ 選挙

候補者 薩 摩 太 郎 ⑩

※戸籍名

さつま町選挙管理委員会委員長 坂元 満秋 様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和○年○月○日	薩摩郡さつま町○○98 番地 (株)△△印刷 代表取締役 ◎◎◎◎	150 枚	135,000 円	

備 考 契約書の写しを添付してください。

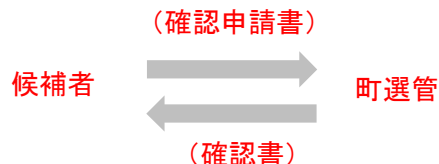
確 認 申 請 書

(候補者 → 委員会)

- 1 選挙運動用自動車燃料代確認申請書 (第2号様式その1)
- 2 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 (第2号様式その2)
- 3 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 (第2号様式その3)

「選挙運動用自動車燃料代」「ビラ作成枚数」「ポスター作成枚数」については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

第2号様式(第3条関係)
その1



選挙運動用自動車燃料代確認申請書

下記の選挙運動用自動車燃料代につき、さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

立候補届出の際に提出する場合は、告示日を記入

さつま町選挙管理委員会委員長 坂元 満秋 様

令和7年4月13日執行 〇〇〇 選挙

候補者 薩 摩 太 郎 ⑩

※戸籍名

記

1 契約年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

薩摩郡さつま町〇〇56 番地
(株)△△石油 代表取締役 〇〇〇〇〇

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 〇〇〇〇

4 確認申請金額 38,500 円

燃料代は、7,700 円×5 日分が最高限度額と
なります。

区 分	購入金額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	0 円	0 円
今回の購入金額(b)	40,500 円	38,500 円
燃料代計(a) + (b)	40,500 円	38,500 円
備 考		

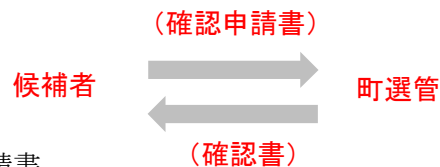
備 考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

第2号様式(第3条関係)

その2

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書



下記の選挙運動用ビラ作成枚数につき、さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

立候補届出の際に提出する場合は、告示日を記入

さつま町選挙管理委員会委員長 坂元 満秋 様

令和7年4月13日執行 さつま町議会議員選挙

候補者 薩 摩 太 郎

印

※戸籍名

記

1 契約年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

薩摩郡さつま町〇〇78 番地

(株)△△印刷 代表取締役 ○○○○

3 確認申請枚数 1,600 枚

最高限度枚数

町長:5,000 枚 町議:1,600 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	0 枚	0 枚
今回の枚数(b)	2,000 枚	1,600 枚
枚数計(a) + (b)	2,000 枚	1,600 枚
備 考		

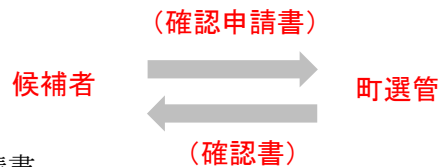
備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

第2号様式(第3条関係)

その3

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書



下記の選挙運動用ポスター作成枚数につき、さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

立候補届出の際に提出する場合は、告示日を記入

さつま町選挙管理委員会委員長 坂元 満秋 様

令和7年4月13日執行 〇〇〇 選挙

候補者 薩 摩 太 郎 ⑩

※戸籍名

記

1 契約年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

薩摩郡さつま町〇〇98 番地

(株)△△印刷 代表取締役 〇〇〇〇

3 確認申請枚数 150 枚

ポスター掲示場数100箇所が最高限度枚数になります

区 分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	0 枚	0 枚
今回の枚数(b)	150 枚	100 枚
枚数計(a) + (b)	150 枚	100 枚
備 考		

備 考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

確 認 書

(委員会 → 候補者 → 契約業者等 → 委員会)

- 1 選挙運動用自動車燃料代確認書 (第3号様式その1)
- 2 選挙運動用ビラ作成枚数確認書 (第3号様式その2)
- 3 選挙運動用ポスター作成枚数確認書 (第3号様式その3)

確認申請を受けた後、これらの確認書は委員会から交付しますので、候補者は直ちに契約の相手方にこの確認書を渡してください。

候補者は作成する必要はありません。

第3号様式(第3条関係)

その1

確認番号 第 号

選挙運動用自動車燃料代確認書

町選管



候補者



契約の相手方

(請求書に添付)



町選管

さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、下記の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

さつま町選挙管理委員会

委員長 坂元 満秋



記

1 選挙の名称 令和7年4月13日執行 〇〇〇 選挙

2 候補者の氏名 薩 摩 太 郎

※戸籍名

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 〇〇〇〇

4 確認金額 38,500 円

備考

- 1 この確認書は、燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物を没収された場合には、燃料供給業者は、さつま町に支払を請求することはできません。

第3号様式(第3条関係)

その2

確認番号 第 号

町選挙管理委員会が作成
候補者は作成する必要はありません

町選管

候補者

契約の相手方

(請求書に添付)

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

町選管

さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定に基づき、下記の選挙運動用ビラ作成枚数は、公職選挙法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内の者であることを確認する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

さつま町選挙管理委員会

委員長 坂元 満秋



記

1 選挙の名称 令和7年4月13日執行 〇〇〇 選挙

2 候補者の氏名 薩 摩 太 郎 ※戸籍名

3 確認枚数 1,600 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、さつま町に支払を請求することはできません。

第3号様式(第3条関係)

その3

確認番号 第 号

町選挙管理委員会が作成
候補者は作成する必要はありません

町選管

候補者

契約の相手方

(請求書に添付)

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

町選管

さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

さつま町選挙管理委員会

委員長 坂元 満秋



記

1 選挙の名称 令和7年4月13日執行 〇〇〇 選挙

2 候補者の氏名 薩 摩 太 郎

※戸籍名

3 確認枚数 100 枚

備 考

- 1 この確認書は、ポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、さつま町に支払を請求することはできません。

証 明 書
(候補者 → 契約業者等 → 委員会)

- 1 選挙運動用自動車使用証明書(自動車) (第4号様式その1)
- 2 選挙運動用自動車使用証明書(燃料) (第4号様式その2)
- 3 選挙運動用自動車使用証明書(運転手) (第4号様式その3)
- 4 選挙運動用ビラ作成証明書 (第5号様式その1)
- 5 選挙運動用ポスター作成証明書 (第5号様式その2)

- 契約履行後に、候補者から契約業者等へ上記証明書を交付してください。
- 候補者が契約業者等に交付した上記証明書は、契約業者等がさつま町に対し、代金を請求する際に添付しなければなりません。

候補者 → 契約の相手方 → 町選管

第4号様式(第5条関係)
その1

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※投票日以降の日付

令和7年4月13日執行 〇〇〇 選挙

候補者 薩 摩 太 郎 ⑩

※戸籍名

記

契約の区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運 送契約による場合	2 左に掲げる場 合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並び に法人にあってはその代表者の氏名	薩摩郡さつま町〇〇12 番地 (株)△△レンタカー 代表取締役 〇〇〇〇〇	
車種及び自動車登録番号又は車 両番号	運送等年月日	運送等金額
〇〇〇〇 鹿児島 56 あ 1234	令和〇〇年〇〇月〇〇日	16,500 円
〇〇〇〇 鹿児島 56 あ 1234	令和〇〇年〇〇月〇〇日	16,500 円
〇〇〇〇 鹿児島 56 あ 1234	令和〇〇年〇〇月〇〇日	16,500 円
〇〇〇〇 鹿児島 56 あ 1234	令和〇〇年〇〇月〇〇日	16,500 円
〇〇〇〇 鹿児島 56 あ 1234	令和〇〇年〇〇月〇〇日	16,500 円

この金額で契約しても町
の公費負担限度額は、
1日当たり16,100 円
(差額は候補者負担)

告示日から投票日の5日間を記入(ただし、無投
票の場合は告示日のみ記入)

金額や単価は、「同
上」や「〃」等で省
略して記載すること
はできません。

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等がさつま町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物が没収された場合には、運送事業者等は、さつま町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
(2) (1)以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「契約の区分」欄の1)とそれ以外の契約(「契約の区分」欄の2)とのいずれかが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、さつま町に支払を請求することはできません。

(請求書に添付)

第4号様式(第5条関係)
その2

候補者



契約の相手方



町選管

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※投票日以降の日付

令和7年4月13日執行 〇〇〇 選挙

候補者 薩摩太郎

印

※戸籍名

記

燃料供給業者の住所又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)		薩摩郡さつま町〇〇56番地 (株)△△石油 代表取締役 〇〇〇〇〇		
燃料の供給を受けた選挙 運動用自動車の自動車登 録番号又は車両番号	燃料供給年月日	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
〇〇〇〇 鹿児島 56 あ 1234	令和〇〇年〇〇月〇〇日	45 ℓ	8,100 円	この金額で契約しても 町の公費負担限度額 は、7,700 円×5 日分。 (差額は候補者負担)
〇〇〇〇 鹿児島 56 あ 1234	令和〇〇年〇〇月〇〇日	55 ℓ	9,900 円	
〇〇〇〇 鹿児島 56 あ 1234	令和〇〇年〇〇月〇〇日	40 ℓ	7,200 円	
〇〇〇〇 鹿児島 56 あ 1234	令和〇〇年〇〇月〇〇日	55 ℓ	9,900 円	
〇〇〇〇 鹿児島 56 あ 1234	令和〇〇年〇〇月〇〇日	30 ℓ	5,400 円	

金額や単価は、「同
上」や「〃」等で省
略して記載するこ
と
は
で
き
ま
せ
ん。

※燃料供給金額は1日ごとに1円未満の端数を切り捨てた給油伝票の金額を記入
※告示日から投票日前日までの5日間を記入(ただし、無投票の場合は告示日のみ記入)
※給油限度額は、38,500 円(7,700 円×5 日分)

備 考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者がさつま町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、さつま町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

(請求書に添付)

第4号様式(第5条関係)

その3

候補者

契約の相手方

町選管

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※投票日以降の日付

令和7年4月13日執行 〇〇〇 選挙

候補者 薩 摩 太 郎

Ⓔ

※戸籍名

記

運転手の氏名及び住所	薩摩郡さつま町〇〇34 番地 □□ □□	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
令和〇〇年〇〇月〇〇日	10,000 円	各日につき1台
令和〇〇年〇〇月〇〇日	10,000 円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	10,000 円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	10,000 円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	10,000 円	

告示日から投票日の5日間を記入(ただし、無投票の場合は告示日のみ記入)

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考欄」には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手がさつま町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物が没収された場合には、運転手は、さつま町に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 6の場合には候補者の指定した運転手以外の運転手は、さつま町に支払を請求することはできません。

(請求書に添付)

第5号様式(第5条関係)

候補者



契約の相手方



町選管

その1

選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※告示日を記入

令和7年4月13日執行 〇〇〇 選挙

候補者 薩 摩 太 郎 ⑨

※戸籍名

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並び に法人にあってはその代表者の氏名	薩摩郡さつま町〇〇78 番地 (株)△△印刷 代表取締役 ⑨⑨⑨⑨
作 成 枚 数	1,600 枚
作 成 金 額	9,120 円
備 考	

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者がさつま町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、さつま町に支払を請求することはできません。
- 一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - 町長選挙 枚数 5,000 枚、町議会議員選挙 枚数 1,600 枚
 - 限度額 7 円 73 銭(単価)×(1)の枚数=限度額

(請求書に添付)

第5号様式(第5条関係)
その2

候補者



契約の相手方



町選管

選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※告示日を記入

令和7年4月13日執行 〇〇〇 選挙

候補者 薩 摩 太 郎 ⑧

※戸籍名

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	薩摩郡さつま町〇〇98 番地 (株)△△印刷 代表取締役 〇〇〇〇
作 成 枚 数	100 枚
作 成 金 額	90,000 円
備 考	

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者がさつま町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、さつま町に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 当該選挙のポスター掲示場の数
 - 限度額 1,000 円(単価)×確認されたポスター作成枚数(確認枚数)

請求書・請求内訳書

(契約業者等 → さつま町)

- 1 請求書(選挙運動用自動車の使用) (第6号様式その1)
- 2 請求内訳書(自動車運送契約) (第6号様式その1(別紙その1))
- 3 請求内訳書(自動車の借入れ) (第6号様式その1(別紙その2))
- 4 請求内訳書(燃料代) (第6号様式その1(別紙その2))
- 5 請求内訳書(運転手) (第6号様式その1(別紙その2))
- 6 請求書(ビラの作成) (第6号様式その2)
- 7 請求内訳書(ビラの作成) (第6号様式その2(別紙))
- 8 請求書(ポスターの作成) (第6号様式その3)
- 9 請求内訳書(ポスターの作成) (第6号様式その3(別紙))

- 請求書を提出する時は、候補者から交付される確認書(燃料代・ビラの作成・ポスターの作成のみ)、証明書を添付しなければなりません。

第6号様式(第6条関係)
その1(選挙運動用自動車の使用)

[添付書類]

- ・請求内訳書
- ・確認書(燃料代の場合)
- ・使用証明書
- ・給油伝票の写し(燃料代の場合)
- ・振込口座通帳の写し(口座番号、振込名義のわかる箇所)

契約の相手方



さつま町

請 求 書

さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※投票日翌日以降の日付を記入

さつま町長 上野 俊市 様

- 1 一般運送契約(ハイヤー等)
 - 2 個別契約(自動車借入契約(レンタル等)、燃料供給の契約、運転手雇用の契約)
- 以上4つの共通の請求書

氏名又は名称及び住所並びに法人 薩摩郡さつま町〇〇12 番地
にあつてはその代表者の氏名(名称) (株)△△レンタカー
代表取締役 〇〇〇〇〇 印

請求内訳書(別紙)から転記

記

- 1 請求金額 80,500 円(※個別契約 自動車借上げの例)
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和7年4月13日執行 〇〇〇 選挙
- 4 候補者の氏名 薩摩 太郎
- 5 金融機関名、口座名および口座番号

※戸籍名

金融機関名	さつま 銀行	本・支店名	宮之城支店
金融機関コード		支店コード	
預金種別	普通	口座番号	12345
フリガナ	カブシキガイシャ △△レンタカー		
口座名義	株式会社 △△レンタカー		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物を没収された場合には、さつま町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙)その1

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和〇〇年〇〇月〇〇日	80,000 円×1台= 80,000 円	64,500 円×1台=64,500 円	64,500 円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	80,000 円×1台= 80,000 円	64,500 円×1台=64,500 円	64,500 円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	80,000 円×1台= 80,000 円	64,500 円×1台=64,500 円	64,500 円	金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。
令和〇〇年〇〇月〇〇日	80,000 円×1台= 80,000 円	64,500 円×1台=64,500 円	64,500 円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	80,000 円×1台= 80,000 円	64,500 円×1台=64,500 円	64,500 円	
計			322,500 円	

告示日から投票日の5日間を記入(ただし、無投票の場合は告示日のみ記入)

備 考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙)その2(自動車の借入れ)

請求書に添付

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

自動車の借入れ

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和〇〇年〇〇月〇〇日	16,500 円×1台= 16,500 円	16,100 円×1台=16,100 円	16,100 円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	16,500 円×1台= 16,500 円	16,100 円×1台=16,100 円	16,100 円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	16,500 円×1台= 16,500 円	16,100 円×1台=16,100 円	16,100 円	金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。
令和〇〇年〇〇月〇〇日	16,500 円×1台= 16,500 円	16,100 円×1台=16,100 円	16,100 円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	16,500 円×1台= 16,500 円	16,100 円×1台=16,100 円	16,100 円	
計			80,500 円	

告示日から投票日の5日間を記入(ただし、無投票の場合は告示日のみ記入)

備 考

- 1 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙)その2(燃料代)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

燃料代

販売 年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和〇〇年〇〇月〇〇日	鹿児島 56 あ 1234	180 円 × 45 ㍓ = 8,100 円			
令和〇〇年〇〇月〇〇日	鹿児島 56 あ 1234	180 円 × 55 ㍓ = 9,900 円			
令和〇〇年〇〇月〇〇日	鹿児島 56 あ 1234	180 円 × 40 ㍓ = 7,200 円			
令和〇〇年〇〇月〇〇日	鹿児島 56 あ 1234	180 円 × 55 ㍓ = 9,900 円			
令和〇〇年〇〇月〇〇日	鹿児島 56 あ 1234	180 円 × 30 ㍓ = 5,400 円			
計		40,500 円	38,500 円	38,500 円	

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

備考

- (イ)の計欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(ア)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(別紙)その2(運転手)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

運転手

雇用年月日	報 酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和〇〇年〇〇月〇〇日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
計			50,000 円	

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

備 考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

第6号様式(第6条関係)
その2(ビラの作成)

[添付書類]

- ・請求内訳書
- ・確認書
- ・作成証明書
- ・振込口座通帳の写し(口座番号、振込名義のわかる箇所)

契約の相手方



さつま町

請 求 書

さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※投票日翌日以降の日付を記入

さつま町長 上野 俊市 様

氏名又は名称及び住所並びに法人 薩摩郡さつま町〇〇78 番地
にあつてはその代表者の氏名 (株)△△印刷
代表取締役 ○○○○ 印

記

さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 9,120 円

請求内訳書(別紙)から転記

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和7年4月13日執行 ○○○ 選挙

4 候補者の氏名 薩摩 太郎

※戸籍名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	さつま 銀行	本・支店名	宮之城支店
金融機関コード		支店コード	
預金種別	普通	口座番号	23456
フリガナ	カブシキガイシャ △△インサツ		
口座名義	株式会社 △△インサツ		

備 考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物を没収された場合には、さつま町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B)=(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E)=(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(F)=(I)	
5 円 70 銭	2,000 枚	11,400 円	7 円 73 銭	1,600 枚	12,368 円	5 円 70 銭	1,600 枚	9,120 円	

契約書から転記

確認書から転記

備考

- 1 (D) 欄には、7 円 73 銭を記載してください。
- 2 (E) 欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G) 欄には、(A) 欄と(D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H) 欄には、(B) 欄と(E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第6号様式(第6条関係)
その3(ポスターの作成)

[添付書類]

- ・請求内訳書
- ・確認書
- ・作成証明書
- ・振込口座通帳の写し(口座番号、振込名義のわかる箇所)

契約の相手方



さつま町

請 求 書

さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第 11 条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※投票日翌日以降の日付を記入

さつま町長 上野 俊市 様

氏名又は名称及び住所並びに法人 薩摩郡さつま町〇〇98 番地
にあつてはその代表者の氏名 (株)△△印刷
代表取締役 ◎◎◎◎ 印

記

1 請求金額 90,000 円

請求内訳書(別紙)から転記

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和7年4月13日執行 〇〇〇 選挙

4 候補者の氏名 薩摩 太郎

※戸籍名

5 振込先

金融機関名	さつま 銀行	本・支店名	宮之城支店
金融機関コード		支店コード	
預金種別	普通	口座番号	23456
フリガナ	カブシキガイシャ △△インサツ		
口座名義	株式会社 △△インサツ		

備 考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により供託物を没収された場合には、さつま町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請求書に添付

請求内訳書

ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備 考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B)=(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E)=(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(H)=(I)	
100箇所	900 円	150 枚	135,000 円	1,000 円	100 枚	100,000 円	900 円	100 枚	90,000 円	

契約書から転記

確認書から転記

備 考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (D) 欄には、1,000 円を記載してください。
- 3 (E) 欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認されたポスター作成枚数を記載してください。
- 4 (G) 欄には、(A) 欄と(D) 欄とを比較して少ない方の単価を記載してください。
- 5 (H) 欄には、(B) 欄と(E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。